

性犯罪再犯防止指導の効果検証結果と今後の課題

みや 宮崎 悠華
 矯正局成人矯正課処遇第二係法務専門官
 くに よし 國吉 哉子
 矯正研修所効果検証センター効果検証官

一 はじめに

性犯罪再犯防止指導（以下「R3」という）は、認知行動療法を基礎とした全国統一の標準プログラムを策定した最初の特別改善指導で、平成一八年の導入当初から、指導対象者の選定方法、プログラムの構成、実施体制、指導担当者の研修体制等において、他の特別改善指導をけん引しています。また、実証的な効果検証を行い、それを踏まえて充実化等について検討を行ってきており、

E B P M（エビデンスに基づく政策立案）を推進する取組として先駆的です。

R3に係る最初の効果検証は、平成二四年に「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析」^①（以下「平成二四年報告」という）として公表しています。この分析においては、指導を受講した者は受講していない者と比較して全罪種の再犯率が低く、一定の効果が上がっているものと考えられました。その一方で、再犯の内容等によっては、再犯率に差はみられるものの、指導の効果について統計的に実証できなかった

ことなどから、逸脱した性的関心へのより効果的な介入、迷惑行為防止条例違反事犯者に対する効果的なプログラムの開発、個々の受刑者の処遇ニーズに対する介入の在り方、社会内でのフォローアップ等が課題であるとされました。

この平成二四年報告の結果を踏まえつつ、指導の充実化に向けて、受講期間が十分に確保できない者を対象として通常のプログラムの内容を凝縮した集中プログラムを新たに開始したほか、多様かつ複雑な受刑者個々の問題性に応じ、指導者が効果的な指導を行うことができるよう研修の充実化、外部の専門家による助言等により指導者育成を図るなどしてきました。

今般、このようにして充実化を図ってきた指導の効果について、改めて、実証的に調査・分析を行い、令和二年三月に「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析 研究報告書」^②（以下「令和二年報告」という）として公表しましたので、本稿において、同報告の概要を中心に紹介します。

二 R3の概要

令和二年報告の内容を御理解いただくために、まず、R3の概要について説明します。

R3の実施に当たっては、調査センター^③において性犯罪者調査を行い、受刑者個々の性犯罪の再犯リスクや、性犯罪につながる問題性の内容・程度を判定し、その結果に基づいて、その者が受講すべき指導の密度（以下「指導密度」という）が判断され、処遇適合性（知的能力、動機付けの度合い及び身体的・精神的問題の有無等のプログラムの受講適性）が考慮された上で、受講させるプログラム、時期等について処遇計画が立てられます。

R3は、認知行動療法を基盤とし、リリース・プリベーション技法等^④を活用したもので、基本的なカリキュラムは表1のとおりです。プログラムの中核となる本科とその直前に実施される準備プログラムの実施期間は、全科目を受講する「高密度」は標準九か月、必修科目及びその者の問題性に応じて必要な科目を受講する「中密度」は標準七か月、必修科目のみを受講する「低密度」は標

指導の効果の検証においては、無作為比較対照実験が最善の手法であるとされているところ、改善指導の受講は受刑者に義務付けられていることや、指導が必要とされる者に受講させないことの刑事政策上・倫理上の問題から、そうした研究デザインを採用することは極めて困難でした。この方法論上の制約ゆえ、本分析結果の精度には一定の限界がありますが、平成二四年報告よりも厳しい条件で受講群と比較対照群を設定するなど、比較する各群の同質性を可能な限り担保した上で分析を行いました。このほか、平成二四年報告と令和二年報告においては、分析対象者の設定方法、再犯の定義、追跡調査期

三 効果検証の方法

準四か月となっており、対象者は、性犯罪者調査の結果に基づいて、いずれかの指導密度を受講します。なお、「高密度」等の密度別プログラムのほか、知的能力に制約がある者を対象とした「調整プログラム」や、刑期が短いなどの理由で受講期間が十分確保できない者を対象とした「集中プログラム」を実施しています。

間に関して異なる部分があるため、両報告を比較する際には、これらの違いについて十分に留意する必要があります。

(一) 分析対象者

性犯罪者調査においてR3を受講することが必要とされた者で、平成二四年一月一日から平成二六年一二月三一日までの間に刑事施設を出所した一九八〇名のうち、刑事施設在所中に同指導を受講した一四四四名を「受講群」、受講しなかった者のうち精神疾患や動機付けの著しい低さなどにより受講が困難であった者(二二二名)を除く三二四名(刑期不足の者等)を「比較対照群」として分析を実施しました。

(二) 再犯の定義

刑事施設出所後三年以内にじゃっ起され、起訴処分がなされた事件を再犯としました。

なお、R3の再犯抑止効果を広く検証するため、性犯罪による再犯(性犯罪再犯)に加えて、全罪種の再犯(全再犯)についても再犯の有無を特定し、分析を実施しました。

表1 R3のカリキュラム

項目	方法	指導内容	高密度	中密度	低密度
オリエンテーション	講義	<ul style="list-style-type: none"> 指導の構造、実施目的について理解させる。 性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。 対象者の不安の軽減を図る。 			
準備プログラム	グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> 受講の心構えを養い、参加の動機付けを高めさせる。 	必修	必修	—
本科					
第1科 自己統制	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> 事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。 事件につながった要因が再発することを防ぐための介入計画(自己統制計画)を作成させる。 効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。 	必修	必修	必修 (凝縮版)
第2科 認知の歪みと 変容方法	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> 認知が行動に与える影響について理解させる。 偏った認知を修正し、適応的な思考スタイルを身に付けさせる。 認知の再構成の過程を自己統制計画に組み込ませる。 	必修	選択	—
第3科 対人関係と 親密性	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> 望ましい対人関係について理解させる。 対人関係に係る本人の問題性を改善させ、必要なスキルを身に付けさせる。 	必修	選択	—
第4科 感情統制	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> 感情が行動に与える影響について理解させる。 感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。 	必修	選択	—
第5科 共感と 被害者理解	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> 他者への共感性を高めさせる。 共感性の出現を促す。 	必修	選択	—
メンテナンス	個別指導 グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> 知識やスキルを復習させ、再犯しない生活を続ける決意を再確認させる。 作成した自己統制計画の見直しをさせる。 社会内処遇への円滑な導入を図る。 			

(三) 分析方法

①全対象者、②受刑に係る罪名別、③判定された指導密度別それぞれに、以下の二つの分析を実施しました。

まず、受講群と比較対照群の全再犯及び性犯罪再犯の再犯率を比較しました。

次に、受講群と比較対照群との間に、罪名構成比や犯罪傾向の進捗等、再犯率に影響し得る要因に関して統計的に有意な差が認められたことを踏まえ、それぞれの対象者の再犯リスクの程度の差を統計的に統制した上で、受講の有無と再犯状況との関連を検討しました。この分析・検討の結果は、次項以降に「再犯の可能性が〇〇倍に抑えられた」といった表現で示しています。

四 結果

(一) 全対象者における分析

全再犯・性犯罪再犯いずれにおいても、統計的に有意に（偶然とは言えない差が認められること）受講群の方が

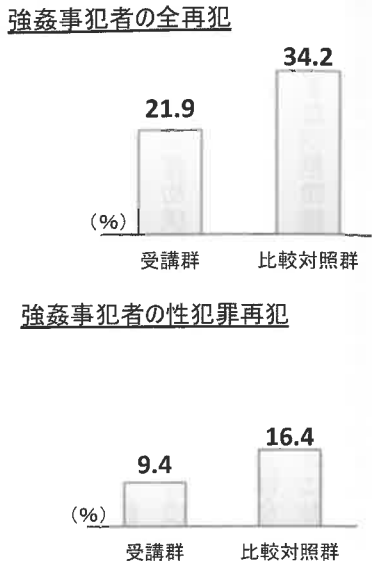


図2 強姦事犯者の全再犯・性犯罪再犯の再犯率

再犯の可能性が〇・六一倍に抑えられ、性犯罪再犯についても指導が再犯を抑制している可能性が統計的に確認されました。

一方、強制わいせつ事犯者及び迷惑行為防止条例違反事犯者に対する指導効果については統計的な裏付けは得られませんでしたが、また、児童福祉法違反等事犯者については、比較分析を行うために必要なデータ数を確保できなかったため、分析を実施しませんでした。

(三) 指導密度別の分析

次に、性犯罪者調査により判定された指導密度別に

比較対照群よりも再犯率が低い結果となりました(図1)。

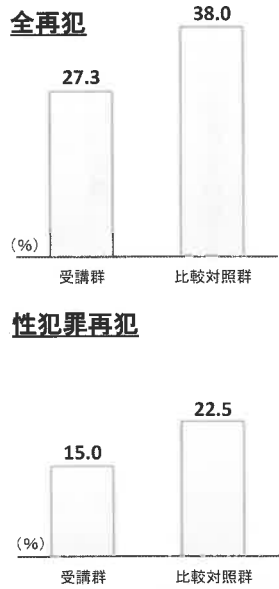


図1 全対象者における全再犯・性犯罪再犯の再犯率

また、受講群は比較対照群よりも全再犯の可能性が〇・七九倍に、性犯罪再犯の可能性が〇・七五倍に抑えられることが確認されました。

(二) 受刑に係る罪名別の分析

受刑に係る罪名が、強姦(罪名は受刑時。以下同じ)、強制わいせつ、迷惑行為防止条例違反、児童福祉法違反等である者について、それぞれの罪名別に分析を行いました。強姦事犯者については、全再犯・性犯罪再犯いずれにおいても、統計的に有意に受講群の方が比較対照群よりも再犯率が低く(図2)、受講群は比較対照群よりも全

行った分析について説明します。ここでの受講群は、密度別プログラムを受講した者とし、集中プログラム及び調整プログラムの受講者は含まれていません。

受講群の五一・七%、比較対照群の五三・一%を占める中密度判定者に関しては、全再犯・性犯罪再犯いずれにおいても、統計的に有意に受講群の方が比較対照群よりも再犯率が低く(図3)、受講群は比較対照群よりも

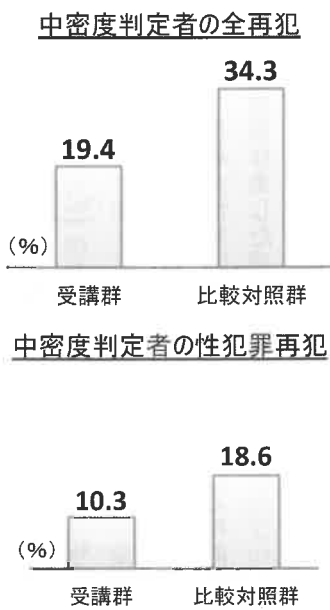


図3 中密度判定者の全再犯・性犯罪再犯の再犯率

全再犯の可能性が〇・五三倍に、性犯罪再犯の可能性が〇・五六倍に抑えられることが確認されました。ただし、高密度判定者(受講群の二四・二%、比較対照群の四〇・四%)に対する指導効果については、統計的な裏付けが

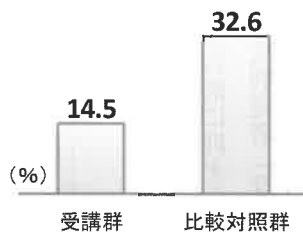
得られず、低密度判定者（受講群の一三・三％、比較対照群の六・五％）に関しては、比較分析を行うために必要なデータ数を確保できなかったため、分析を行いませんでした。

（四）高密度判定者の下位グループごとの分析

全体としては指導効果が確認できなかった高密度判定者について、その背景を探るため、更に補足的な分析を行いました。すると、中密度判定者と比べて高密度判定者は、犯罪傾向が進んでいる者、精神医療上の配慮を要する者、就労が不安定であった者などが多いことが明らかになりました。

そこで、犯罪傾向の進度及び精神医療上の配慮の必要性の有無に着目し、下位グループごとに再犯状況について分析を行ったところ、高密度判定者の中でも犯罪傾向が進んでいない者及び精神医療上の配慮を特に要しない者については、統計的に有意に受講群の方が比較対照群よりも性犯罪再犯の再犯率が低い結果が得られました（図4）。また、犯罪傾向が進んでいない者において、受講群は比較対照群よりも性犯罪再犯の可能性が〇・四三

高密度判定者のうち
犯罪傾向が進んでいない者の
性犯罪再犯



高密度判定者のうち
精神医療上の配慮を特に
要しない者の性犯罪再犯

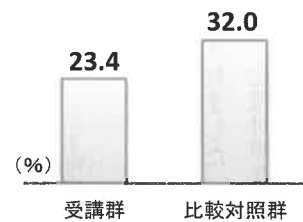


図4 高密度判定者の下位グループにおける再犯率

倍に抑えられ、精神医療上の配慮を特に要しない者についても、指導が性犯罪再犯を抑止している可能性が統計的に確認されました。

五 考察

（一）全体における指導の効果

全対象者における分析の結果、全再犯及び性犯罪再犯の双方について指導の再犯抑止効果が確認されました。性犯罪を再び犯すおそれを低減することがR3の目的であるところ、狙いに沿った指導が実施できていると言え

ます。また、平成二四年報告においては、全対象者において、全再犯の抑止効果が確認されたものの、性犯罪再犯の抑止効果について統計的な裏付けを得ることができなかったことから考えると、指導が開始されて以降、効果的な指導の実施に向け、プログラムの充実や指導者育成といった取組を積み重ねたことにより、指導レベル全体が底上げされ、成果として現れたものと考えられます。

なお、性犯罪再犯だけでなく、全再犯についても指導による抑止効果が認められた理由としては、指導の基盤となっている認知行動療法やリラクス・プリベンション技法が、性犯罪者だけでなく、一般的に犯罪者の処遇に用いられているものであることや、指導の根底に、自身の問題性を認識し、自らの行動を統制（自己管理）できるようになることを目指すという考え方が含まれていることなどが影響したとみられます。

（二）受刑に係る罪名別の指導の効果

分析対象者の三一・三％を占める強姦事犯者について、指導による再犯抑止効果が確認されました。強姦事犯者

については、平成二四年報告においても指導による再犯抑止効果について有意傾向が確認されており、同事犯者に対する指導の安定的な効果が示されたといえます。

一方で、強制わいせつ事犯者、迷惑行為防止条例違反事犯者には、指導による再犯抑止効果について統計的な裏付けは得られません。これらの者については、その中に「痴漢型」に類型化される性犯罪者が多く含まれていることが知られており、平成二七年版犯罪白書では、痴漢型の性犯罪者は、他の類型の性犯罪者と比べて再犯率が最も高く、複数の刑事処分を受けているにもかかわらず、痴漢行為を繰り返していることが多いと報告されています。痴漢型の性犯罪者は刑期が短い者が多く、そうした者を対象として、平成二四年から「集中プログラム」の試行が開始されています（平成二七年から本格実施）が、集中プログラムについては、比較対照群が設定できず、同プログラムの指導効果について検証することはできませんでした。今後は同プログラムの効果検証の方法も含め、痴漢型が多く含まれていることを想定しつつ、強制わいせつ・迷惑行為防止条例事犯者に対する指導の在り方を検討していく必要があると考えられます。

(三) 指導密度別の指導の効果

分析対象者の過半を占める中密度判定者に対しては、全再犯、性犯罪再犯ともに指導の効果が認められました。平成二四年報告では中密度判定者に対する指導の効果について統計的な裏付けが得られなかったところ、平成二一年以降、教材等の改訂、執務参考資料の整備、準備プログラム等の策定等が進められたほか、とりわけ中密度プログラムにおいては指導内容が統一されたこともあり、どの施設においても一定レベルの指導が安定して実施できるといったことが影響したと考えられます。

一方、高密度判定者については、全体では指導の効果に統計的な裏付けが得られなかったことに関して、受講者の特徴及びプログラムの構造という二点から整理し考察します。

ア 受講者の特徴

高密度判定者は、再犯リスクの高い群であるとともに、就労状況が不安定である者、犯罪傾向の進んでいる者、精神医療上の配慮を要する者等が多く、就労状

況の安定など指導以外にも複合的な手当てが必要であることが示唆されます。

一方、高密度判定者の中でも、犯罪傾向が進んでいない者や精神医療上の配慮を特に要しない者については、指導の効果が認められました。このことは、高密度判定者の中にも、指導の効果が上がっているグループが存在することを示しています。

イ プログラムの構造

R3策定当時に参考にしたカナダの連邦刑務所における高リスクの者に対する性犯罪者処遇プログラムと、我が国の高密度プログラムを比較すると表2のとおりです。カナダに比べて我が国の高密度プログラムは、一週間当たりの指導時間数や指導時間総数が大幅に少ないと言え、前記アと併せて考えると、高密度判定者の中でも、特に再犯リスクや問題性が大きい者については、指導時

表2 高リスクの性犯罪者に対するプログラムの比較

	カナダ (平成18年当時)	高密度プログラム (日本)
頻度	毎日 (週最低15時間)	週2回 (週約3.3時間)
期間	8～9か月	約9か月
合計指導時間	約500時間	約108時間

間数という量的な面で不十分である可能性があり、プログラムの充実化に当たっては、その点も考慮する必要があると考えられます。

六 今後の課題

矯正局では、令和元年八月、保護局と合同により、外部有識者による「性犯罪者処遇プログラム検討会」を立ち上げました。同検討会では、本稿で説明した効果検証結果のほか、平成一八年に矯正局・保護局においてプログラムを策定する際に参考にしたカナダ及び英国の性犯罪者処遇についての海外調査結果などを踏まえ、より効果的な処遇プログラムについて検討が行われ、令和二年八月、最終の検討会が行われたところです。本稿の執筆に当たっている現在において、「性犯罪者処遇プログラム検討会報告書」は公表に向けて準備中であり、これまでの指導の実績や効果検証の結果をどのように評価し、R3の今後についてどのように考えるべきなのかについては、同報告書を参照いただきたいところ、同検討会に事務局として携わる過程で重要なこととして受け止めた

ことに触れたいと思います。以下、私見も含むことを御承知ください。

一つに、言うまでもないことですが、「変わる」ということ・変化を促すということの難しさです。誰でもあっても「変わる」ためには、「変りたい」と思い、そのために努力することが必須です。性犯罪者も例に漏れず、再犯防止のためには、対象者が行動や生活を変える努力を続けていけるような目標を立てさせ、対象者にとって使いやすい方法・スキルを使えるようにさせることが重要となります。それは対象者によって十人十色であり、強みを含めた特性や問題性をアセスメント(査定)し、その見立てに沿う形でプログラムを実施することが必要です。プログラムのコンテンツ(中身)について、より効果が期待されるものにするこの重要性は当然ながら、集団に対してプログラムを実施しながら、対象者個々について見立てつつ働き掛ける技術が指導担当者に求められます。これは非常に高度な技術であるとともに、指導担当者に掛かる負担も大きく、指導力の向上のみならず、指導担当者を支えるという意味でも、研修等の重要性は高いと言えます。令和二年報告においてR3に一定

の再犯抑止効果が認められたのは、指導担当者の奮闘のたまものであるとともに、プログラムの充実化と指導力の向上を図ってきた成果であると考えられます。完璧なプログラムはない中、対象者に変化を促すという困難な課題に対して、これからもこの両輪を強化し続けていかなければなりません。

また、対象者が抱える問題は、プログラムの実施のみでは解決しないということに向き合う必要もあります。対象者が出所後もR3で学んだことを生かしていきけるよう、保護観察所における指導との一貫性・連続性を強化したり、医療・福祉機関等においても支援が受けられるようにしたりすることが望まれます。加えて、対象者は、生活基盤等社会資源の乏しさ、就労の問題など複合的な問題を抱えている場合も少なくないほか、自他に対する不信任や指導に対する抵抗が強い者など、そもそもグループ指導が難しいケースも珍しくありません。こうした者に対してR3が指導効果を発揮するためには、刑事施設における処遇全般において効果的に各種の指導を組み合わせていくことが前提として必要になります。また、多岐にわたる根深い問題に対処していくためには、保護

観察所等とより強力で連携し、社会内においても対象者の問題に即した指導・支援を継続していけるような体制作りが課題となります。

平成二四年報告でも令和二年報告でも課題が見いだされたように、性犯罪者処遇の充実化に向けた取組には終わりはありません。そう考えると、気が遠くなるような思いもしますが、これからも目の前の対象者に表れる変化を大切にしながら、愚直に検証の結果と向き合い、指導の向上を図っていきたいと考えています。

(1) http://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei_kyousei03.html

(2) http://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei05_00005.html

(3) 高度の専門的知識及び技術を活用して受刑者の資質及び環境について精密な調査等を行う刑事施設

(4) 認知行動療法の一技法で、「再発防止」ともいう。問題行動に付ながつた要因を幅広く検討するとともに、問題行動に至った過程を詳しく分析し、この過程のなるべく早期に効果的に介入することによって、問題の再発(＝再犯)を未然に防ぐためのスキルを身に付けさせるという構造を採っている。